

アルトウール・カウフマン文集の紹介 (1)

U・ノイマン

原因において自由な行為に関する

最近の議論における構成と論拠

Ulfrid Neumann: Konstruktion und Argumente in der neueren Diskussion zur
actio libera in causa, Festschrift für Arthur Kaufmann, 1993, S. 581–593.

刑 法 読 書 会
上 田 健 二 臨 修
(紹介者・浅田和茂)

本号から「ハレ大学法学部名誉教授・同大学前法哲学=法情報学研究所長アルトウール・カウフマン博士」名義博士 (Arthur Kaufmann, geb. 1923, Dr. iur., Dr. h. c. mult., em. o. Professor für Strafrecht und Rechtsphilosophie an der Universität München) 670歳生誕祝賀論文集(„Strafferechtigkeit“—Festschrift für Arthur Kaufmann zum 70. Geburtstag, herausgegeben

von Fritjof Haft, Winfried Hassemer, Ulrich Neumann, Wolfgang Schild, Ulrich Schroth, C. F. Müller Juristischer Verlag Heidelberg, 1993.) 所掲の五三編に及ぶ論文から主なものを選び出し、刑法読書会の会員による紹介論文を逐次（ただし順不同で）掲載する」とになった。被祝賀者の略歴とその邦語関連文献については、本シリーズの監修者である筆者がよく最近監訳した訳書『アルトウール・カウフマン 転換期の刑法哲学』（一九九三年、成文堂）三八三頁以下を参照されたい。また、被祝賀者の「人と業績」についても右訳書三七五—三八二頁の「監訳者によるあとがき」の中で筆者なりにまとめておいたので、それをご覧いただければ幸いである。なお、被祝賀者の学問的當為の開始時である一九四七年から本祝賀論文集の刊行時である一九九三年までの被祝賀者自身の全著作刊行目録は本祝賀論文集の八五五—八七八頁にわたって一括掲載されている。それによれば、独自の刊行物は三七冊、編^{II}共著は三四冊、論集への寄稿論文は九八本、雑誌論文は九二本、評論と判例評釈類は三八本、祝賀・記念・追悼の辞に関するものは二三本および小論文、雑録が六四本となっている。これらのうち、一九八八年から一九九三年までに著わされた主要な法哲学上の著作物がいく最近に刊行された『正義について——実践に向けられた法哲学の三〇章』（„Über Gerechtigkeit“ – Dreißig Kapitel praxisorientierter Rechtsphilosophie. Carl Heymanns Verlag KG · Köln · Berlin · Bonn · München 1993.）の中に収録されている。

ところで、本記念論文集は一九九三年五月七日、ミュンヘン郊外の風光明媚な保養地、シュテルベルクゼーの湖畔の、バイエルン王国最後の王ルートヴィヒ二世の謎に満ちた終焉^{死後}の地に隣接した、ホテル・シュロッスベルクを借り切ったアルトウール・カウフマン先生七〇歳誕生記念祝賀会において、本書の編集者たちによつて献呈された。筆者も、日本人としては宮澤浩一教授とともに、その席に招待され、その折に前掲の訳書を、ともに翻訳に携つた同僚たち——浅田和茂、山中敬一、竹下賢の三教授——を代表して、献呈することができた。筆者にとっては、ほぼ一〇年ぶりの再会であった。被祝賀者の出席者たちに向かた感謝の気持のこもつた印象深い言葉、翌日の筆者への家族ぐるみのもてなし——これらは、筆者にとって生涯忘れ得ぬ思い出の一つである。

さて、刑法読書会は昭和三〇年に、当時ではすでに日本の刑法学界の指導的地位にあつた佐伯千秋、平場安治、（故）宮内裕の三先生の発意のもとに、また医学博士で法学士でもある泉正夫先生の支援のもとに発足し、その後も（故）中義勝先生、中山研一先生、そして現在ではとりわけ牛田勝義、浅田和茂、吉岡一男、齊藤豊治の各会員による献身的な努力によつて維持されて

原因において自由な行為に関する最近の議論における構成と論拠

同志社法学 四五卷五号 一〇六 (九四四)

いる、関西を基盤として全国的な広がりをもつ、わが国では独自の研究会（事務局は立命館大学法学部松宮研究室）であり、会員数は全国的規模で現在では一五〇名を超えてい。研究活動は、平均して四〇名前後の出席者による月例研究会および夏期の全国的規模の合宿研究会、冬期の年末集中研究会において、主として外国文献を紹介し検討することにある。刑事法学に関して学問的な中身を深めることのほか、とりわけ国際的な感覚を身につけることが本研究会発足以来の趣旨だからである。ここで得られた知見を基にして『犯罪と刑罰』という、わが国では類例のない定期刊行物が本研究会によって一〇年来まったく跡絶えることなく刊行されていることも、特筆に値する。筆者も、大学院時代に中山先生の紹介によって本研究会に入れてもらつて以来、貫して本研究会から学問的な恩恵を被つてゐる。それというのも、この研究会では人間にやさしい安心感と信頼関係という筆者がかつて二回にわたりアルトウール・カウフマンのゼミナールで体験したのとまったく同質の——発足以来の精神がいまだお堅持されているからである。

本研究会による外国の記念論文集の紹介は、これまで関西の各大学法学部紀要に廻り持ちで掲載されてきたが、カウフマンの記念論文集の紹介の場合では、筆者と被祝賀者との前掲のような特殊な関係から、本誌で扱うことが求められた。これを諒とした本誌編集委員会には、心から謝意を表したい。

(監修者・記)

紹介者はしがき

ドイツにおける「原因において自由な行為」についての議論

頁以下参照）。本論文で扱われるドイツの構成要件モデル・例外モデルは、わが国の間接正犯類似の構成の理論・同時存在原則の緩和の理論にほぼ対応しているといえよう。

ノイマン教授の本論文は、最近のドイツにおける議論の展開は、すでに二〇〇年に及ぶ歴史を有するが、なお決着はついていない。わが国においても、旧刑法下の無罪説にはじまり、その後は有罪説が通説であるとはいうものの、解釈論・立法論を含めて議論は継続中である（拙稿「原因において自由な行為」

中義勝先生古稀記念『刑法理論の探求』（一九九二年）一三五

デルや不法モデルの紹介・検討、さらに因果関係や中止犯についての議論など、新たな知見が得られて興味深い。私見では、とくに行為者の心理状態を軽視した規範的責任概念の理解に異論があるが、これは、責任説が通説であるドイツの状況を反映したものといえよう。

ノイマン教授は、一九四七年生まれ、アルトウール・カウフマン教授の下で学び、現在はザールブリュッケン大学教授、教授資格獲得論文は、『Zurechnung und Vorverschulden』(1985)で、その成果は本論文にも生かされている。なお、一九九一年に来日された折の講演記録として、ウルフリット・ノイマン(浅田和茂訳、上田健二解説)「安楽死と臨死介助に関する倫理的・刑法的な問題点」(同志社法学四三巻四号三五頁以下)がある。以下は、本論文の要約である。

I 問題の構造と解決のための選択肢

アルトウール・カウフマンは、一九六三年の論文「完全酩酊犯の不法と責任」(紹介、浅田・関大法学論集二二巻六号六六頁以下)において、強引な解釈によつて「ドイツ：以下同じ」刑法三三三条a〔完全酩酊〕を責任主義との見せ掛けの合致に導こうとするすべての試みに、印象的に反対した。すなわち、

原因において自由な行為に関する最近の議論における構成と論拠

原因において自由な行為の解釈論上の構成にとつて決定的なのは、行為の有責性を、刑法二〇条を適用することによつて認めるのか、その不適用によつて認めるのかということである。

前者に従えば、行為者は行為の時に弁識・制御の能力がなかつたとはいえないという帰結を強いられることになり、後者に従えば、現行法上は不处罚としないかぎり、刑法二〇条の例外規

故意に關係することを要しない不法のメルクマールを構成要件が含むというのであれば、このような責任主義の例外をそれ自体として特徴づけるべきであつて、不眞実な構成によつて覆い隠してはならないのであり、實際には存在しない責任主義との一致が存在するかのように欺くことは、責任刑法に役立つものではなく、むしろそれを害するものであると述べたのである。

右の警告は、原因において自由な行為の議論についてもあてはまる。ここでは、法律規定が欠けていることによつて、無理な解釈上の構成を通じて处罚を根拠づけようとする試みがとくに

顕著であり、さらに、単に刑法二〇条〔精神の障害による責任無能力〕の例外としたり、刑法三三三条a以外の处罚を否定す

ることが魅力に欠けると考へる場合には、ますますそれがあ

はまる。原因において自由な行為をめぐる最近の議論は、問題の解決というよりは、諸見解の拡散と分極化に導いてきた。

原因において自由な行為に関する最近の議論における構成と論拠を定式化して、それを現行法上の法規準として根拠づけなければならないことになる。解釈論上の構成と法効果とを結びつけたものとして、以下の二つの立場が存在している。

II 合致モデル

(1) 「先置された責任」に基づく处罚の根拠づけ

まず、酩酊状態に自分を引き入れたことが有責的であることを理由に、責任無能力中の構成要件に該当する行為(Rauschtat)について行為者に責任を認めるという構成は、合致モデルから除外されなければならない。それは、原因行為時に弁識・制御能力がなければそもそも原因において自由な行為は問題にならないのであるから、過剰な説明であり、弁識・制御能力は行為実行の時点にのみ関係づけられるのであるから、無意味な主張である。もし、その主張が、有責な先行の行為が構成要件該当行為の実行時点における責任能力の欠如を埋め合わせると考へているのであれば、それは、むしろ例外モデルに属する。

(2) 構成要件該当行為としての先行行為(「構成要件モデル」)

合致モデルを一貫した解決を示しているのは、構成要件該当の行為を先行の行為に置くいわゆる構成要件モデルである。責

任の領域に属する問題を構成要件のレベルで解決しようとすることの試みは、必然的に解釈論体系の他の諸点で破綻と拒絶へと導かれるをえないのであり、そこから生ずるこのモデルに対する異議は、ロクシンの明敏な弁明にもかかわらず、なお一掃されてはいないようと思われる。

(a) 行為者はしらふの状態でもその行為を行つたであろうとすることを排除することはできないから、酩酊行為と後の法益侵害結果との因果関係の証明は不可能である、という本説への批判に対して、ロクシンは、二つの反論を行つてている。すなわち、第一に、勇気づけのために飲酒した場合、行為者はしらふの状態では行為を行うと信じていなかつたのであるから、因果関係は認められるし、犯行への抑制が解除される結果、かつなることを甘受していたにすぎない場合も、しらふの行為者であればその行為を行わなかつたであろうといえるから、因果関係は認められるとし、第二に、しらふの人間による行為の操作と酩酊者のそれとは異なるおり、因果関係が認められるためには細部における食い違いがあれば十分である、としているのである。

第一の論拠については、因果関係があるとするためには、完全にしらふの状態ならその行為を行わなかつたであろうという

だけではなく、むしろ刑法二〇条に達しないような酩酊状態でもその行為を行わなかつたであろうということが証明されなければならないはずである。しかし、この証明は不可能であるから、行為者の自己評価から直ちに実際の仮定的因果経過を導くことができるかどうかは、答えられないままであるといえよう。第二の論拠については、たとえそのようにして因果関係の問題をうまく処理できたとしても、帰責の問題は未解決であり、酩酊が細部における食い違いに作用したにすぎない場合に、酩酊行為の特殊の危険が後の法益侵害に現実化したとは主張しえないのであろう。

(b) 構成要件モデルによるかぎり、責任能力の排除の点ですでに未遂を認めなければならないというロクシンの主張は正しい。しかし、そこから生ずる諸問題が解決されているとも、解決可能であるとも思われない。

まず、間接正犯への依拠の点で、間接正犯における未遂は（ロクシンによれば）進行させられた因果経過の手放しの時点に認められているが、この点についてなされてきた批判は、ここで繰り返さない。さらに、原因において自由な行為の場合、刑法二五一条一項〔正犯：「犯罪行為を自ら、または他人を通じて実行する者は、正犯者として罰せられる」〕の「他人」とい

う文言に反するばかりでなく、いわば行為者のクローリン化によって形成された「一人」の弁識・制御能力は常に同一水準にあるのであるから、いかなる時点でも背後者の道具者に対する作用は存在していないという点に、最大の障害があるよう思われる。

責任無能力状態での中止につき、ロクシンは、刑事政策的評価からして中止の任意性を責任能力に依存させないと十分な理由があると述べている。問題は、それをどのようにして構成要件モデルと統合できるのかであるが、私見ではそれは不可能である。ヤコブスが述べているように、責任能力ある背後者と責任能力なき道具者の分離を基礎におくかぎり、定義上、帰責無能力者の答責的でない中止行為は、決して行為者の任意の所産ではありえないからである。

ロクシンは、例外モデルによつても、銃を構えることは未遂を意味するから、酩酊した行為者が同情から構えた銃を降ろした場合は、同じ問題に直面することになる、と指摘しているが、例外モデルによれば、その場合は未終了未遂であつて、中止行為は不作為でよく、自發的動機による中止に任意性を認めることに支障はない。なお、例外モデルによれば帰責は「以前の責任」を前提にしており、これを責任無能力状態での中止で中性

化（償却）することはできないはずだ、というロクシンの批判

は、例外モデルが、以前の行為責任に結びついたものではなく、行為時点における弁識・制御無能力の援用を特定の条件の下に拒絶するものであることを、正当に評価しない主張である。

最後に、構成要件モデルによれば刑法二二条「限定責任能力」は例外なく適用されることになるはずであるが、ロクシンは、相応する故意のある場合に、未遂を完全な弁識・制御能力のある最後の時点で認めるこことによって、この帰結を回避している。しかし、この時点でいて行為者は、まだ進行させた因果経過を手放してはいいのであるから、このような未遂の先置は、このモデルの枠を越えている。構成要件モデルを弁護してその欠陥を埋めようとする試みは、必然的に、他の守りの砦を奪うことになるのである。

(3) 同時存在原則の新たな解釈 「拡張モデル」および「不法モデル」

とくに未遂の解釈における構成要件モデルの弱点から、刑法二〇条の「行為」概念の新解釈を通じて、同時存在原則を顧慮しようとする構想が展開されてきた。このモデルに共通しているのは、二〇条の行為の概念を構成要件該当行為から解き放ち、

未遂前のその行為の開始に移行させることである。

(a) 拡張モデル

シユトレングは、事象の全体的考察という意味において、二〇条の行為の概念を、予備行為に属する「自らを責任無能力状態にすること」にまで拡張し、その根拠を、責任とは一定の時点で行為者に見いだされうる性質ではなく、同胞市民の安定化の諸要求に基づく帰属行為であるとする機能的責任概念に求めている。これによれば、行為客体に対する直接攻撃のみではなく、規範違反を形成する欠陥状態の創設もまた、二〇条の行為に属するとされる。さらに、この欠陥状態の惹起は、不法構成要件にではなく、責任構成要件にのみ属するので、基本法二〇三条二項の明確性の原則に抵触することなく広く把握することができるとされている。

たしかに、機能的責任概念からは、構成要件該当行為を責任無能力で行った行為者に責任非難を向けることが、概念的・構成的に禁じられるわけではない。機能的責任概念は、責任判断が記述的ではなく帰属的な確定であるとするかぎりで、規範的责任概念である。しかし、責任が、規範的責任概念によれば、時間的に固定化される心理的状態ではなく、法秩序が構成要件に該当する違法な行為について行為者に個人的に責任を負わ

せる条件の全体であるとするならば、責任にとつて重要な事態の時間的構造が責任概念によつて先に決定されることはないはずである。責任非難を構成要件該当行為以前の行為によつて支えることができるか、どの程度それが可能かは、したがつて主観的帰責規準の内容の問題であつて、その予め与えられた構造の問題ではない。この点で、規範的責任概念は非難可能性といふ隨意に充足しうる公式を与えていただけなのに對し、機能的責任概念は、少なくとも充足の指針を与えるものであつて、

シユトレング自身、規範の安定化の要求を顧慮するような責任の条件の決定という視点から拡張モデルを根拠づけている。

しかし、第一に、責任概念をこのように社会の処罰要求に短絡させるのは、責任主義の能力を失わしめるものである。責任非難は、その基礎にある規準が正しい帰責の規準である場合にはじめて正当化されるのであつて、規範の安定化の理由により処罰されなければならない者は有責に行爲する者であるという原理は、決して法治国家的な刑法解釈学の原理ではない。第二に、拡張モデルは、シユトレングの主張とは異なり、責任構成要件の拡張ではなく不法構成要件の拡張という結果になる。刑法二〇条の行為は、それが行為者に非難されるところの対象であつて、行為者が非難される理由ではないからであり、責任非

難が関係するものであつて、責任非難を担うものではないからである。シユトレングが、拡張モデルを責任構成要件の拡張であるとし、それを機能的責任概念によつて正当化するのは、行為がその行為に対する責任非難を根拠づけるということであり、もしそうでないとすれば、實際には不法構成要件が拡張されているのである。

(b) 不法モデル

シユミットホイザーは、不法構成要件の領域における解決を試み、形式的な構成要件モデルとは異なり、不法の実質的内実の把握が重要であるとしている。すなわち、実質的不法は、当該の法益から発する尊重要求を侵害するような、効果が後に生ずる行為にも関係しており、故意の原因において自由な行為の場合、このことは欠陥状態の惹起にも認められるとしている。

しかし、このモデルもやはり、法律から離れており、構成要件によつて示された禁止領域を引き伸ばすものであるという批判を免れない。刑法二〇条の行為を未遂の前段階に先置させることは、法治国家的に疑問のあるやり方で予備と未遂の境界線を消失させるものである。酌酌する行為を実質的不法とするのは、故意の原因において自由な行為の处罚が望ましいことを根拠づけるだけであつて、处罚の現行法上の許容性を根拠づける

原因において自由な行為に関する最近の議論における構成と論拠ものではない。総じて、構成要件該当行為および明確に限界づけられた禁止領域の指示を放棄するのでないかぎり、不法の領域における問題の解決は構成要件モデル以外にはないのである。

III 例外モデル

先置的な諸モデルの挫折は、「行為の実行のときに弁識・制御能力がないにもかかわらず、故意の原因において自由な行為は処罰される」ということを意味している。このような帰結は、例外モデルと呼ばれているが、問題は、それが刑法二〇条違反なのか、それとも本規定の現行法上根拠づけられる例外なのか、ということである。

十分に根拠づけてはいない。その点、最近の文献において、故意の原因において自由な行為の処罰に関する合意が取り消され、刑法三三三条aのみによる解決が求められていることは、首尾一貫している。このような帰結が法感情および是認される法原理に合致しないという犠牲は、それとは別の結論が憲法上の規範および原理に違反してのみ達せられうるという場合には、あまり高く評価されてはならないであろう。

(1) 憲法上の問題点

最初に例外モデルを主張したルシュカは、それを刑法二〇条の規制内容の目的論的縮減および処罰を担う帰責規準の慣習法的妥当性の主張によつて根拠づけた。いずれの論拠についても、法律主義の観点からする憲法上の疑問が提起されている。すなわち、例外モデルは、一定の条件の下に行行為者に正当化事由・免責事由・責任阻却事由の援用を拒絶するような、刑法上の帰責規準の存在を認めることを、説明できてはいるが、必ずしも

の帰責条件を精密化する必要性を考えるならば、例外モデルに基づいた法律規定を置く事が、唯一の満足のいく解決であろう。立法化は、もちろん法律主義に基づく疑問を取り除くことがで、きるだけであり、もし例外モデルが責任主義に反するとすれば、そのような法律規定は、問題を解決するのではなく固定化することになるであろう。

(2) 責任主義との合致

同時存在の原則は、将来の法律では放棄可能な現行法の構成部分にすぎないのか、それとも憲法に根拠を有する責任主義の帰結なのかという問題は、今日、自己有責的な激情の問題に関して議論されているが、事情は、自己有責的な酩酊の場合も同じである。決定的な問題は、不法と責任の一一致を要求する責任主義が、責任と構成要件該当行為との時間的同時存在を前提としているのか、それとも時間的構造には拘束されない機能的な関連のみを前提にしているのか、ということである。

責任と不法の時間的同時存在という場合、そこで責任が時間的に固定化されうるような行為者の性質と考えているとすれば、それは、責任判断の規範的性格に合致しない。したがつて問題は、責任主義が、責任非難を構成要件該当行為と時間的に一致

しない行為や結果に基づいても根拠づけることを禁止しているか否か、ということでのみありうる。規範的責任概念からすれば、そのような禁止がアブリオリに前提とされるわけではない。しかも問題は、そのような構成が可能か否かではなく、それが実質的に根拠づけられるか、またどのような条件の下で根拠づけられるかである。弁識・制御能力は問題となっている行為に向けられてこそ意味があるのであり、このこと自体は、例外モデルによつて影響を受けない。このモデルでは、一定の条件の下に行為時における弁識・制御無能力にもかかわらず責任非難がなされるからである。弁識・制御能力を先置することでなく、責任非難の条件としてそれを放棄することが問題になつてゐるのである。

予備行為の時の故意・過失は法律の要求する行為責任を生じさせないから、例外モデルは責任主義に反するという批判も、決定的なものではない。例外モデルで重要なのは、犯罪諸要素の構成的な移動（構成）ではなく、行為時の弁識・制御無能力にもかかわらず責任非難が根拠づけられるような条件の確定（論証）である。たしかに、故意は概念上行為の実行に際してのみ存在しうるから（刑法一六条）、例外モデルに立ちつつ、欠陥状態の設定時点における行為者の「故意」行為について語

るのは、不正確である。正確には、問題は、欠陥状態惹起の時点における故意は故意責任を基礎づけることができるかということではなく、弁識・制御無能力の状態で故意的に行われた行為につき、この状態をこの行為を行う意図で意識的に惹起した場合に、行為者を有責とすることが正当化されるような帰責規準を根拠づけることはできるかということである。

原因において自由な行為の場合における責任の前倒しの問題を解決する道は、概念的・構成的な論拠にではなく、むしろ一般的な帰責規準および帰責諸原理の定式化と根拠づけにある。

アルトウール・カウフマンは、解釈学的な目的構成の構築に対するその批判によつて、他の諸点においてと同様に、ここでも正しい道を指し示してきたのである。